(本號十頁)　(明治廿五年三月十一日遞信省認可)　明治二十七年十二月廿五日　第四千百六十一號　(定價金二錢五厘)

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

明治廿七年十二月廿五日火曜日
舊暦甲午十一月廿九日(辛、丑)
日出午前六時五十分　日入午後四時三十二分
月出午前五時二十九分　月入午後三時四十二分
滿潮午前四時十分
(西暦一千八百九十四年)
年始より三百五十九日　年末まで六日

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す)

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五十錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末一切休刊セズ)

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦鹽斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

軍事費の始末と增稅問題

議會は能く全國の人心を代表して此回の大事の爲めには費用を吝まず負擔を辭せずとて軍事公債一億五千萬圓の募集案を可決し全會一致未曾有の盛況なりしが當時は匆卒の際にして會期も短かりしが故にや其公債の償還法に就ては政府も言はず議會も語らず唯負擔を辭せざるの決心中に含蓄せられて終了したることなれば其償還の提案は遂に第八議會を俟ちたることにして其議會も既に召集せられいよいよ本議に入るも遠からざることとて種々の說をなす者あり或は偏に凱旋後の償金を目的として右の始末に充てんと擬する者もあれども幾干の償金を領收し得可きや豫定し難きのみならず軍事費なりとて悉く海外に消散するにあらず其大部分は國内に落るが故に新に償金を獵し來りて公債を償却するとともならば通貨徒に膨脹して却て國家經濟の不利を見る可し此事に就ては我輩別に讀者の參考に供する所ある可ければ暫く措き兎も角も軍費の始末は償金の有無に拘はらず成る可く增稅以て事に應ずるこそ肝要なるに就ては先づ第一に屈指す可き稅源は既に開戰の初に於て我輩の述べたる如く彼の清酒稅に如くものなし政府は曾て第四議會に於て政爭を姑息に調停せんが爲め自から地價修正論に殉し其修正費として酒、烟草、所得の三稅改正法案を提出し識者の譏を招きたることありしが今や時勢も大に變じて國家の前途ますます多事なると共に地價修正論の如き自然に消滅せざるを得ずして復た顧るに足らざるに至りたれども政府の新稅源として目指す所或は依然として彼の三稅を主とし其法案に少し修正を加へて其まま提出するが如きあらんには我輩は斷じて反對說を主張する者なり所謂三稅法案の示す所によれば酒稅に於ては一石に付き一圓を增したるのみにして隨て國庫に益する所は僅に百六十餘萬圓外に自家用料酒の製造稅をも高めたれども數ふるに足らず烟草稅も亦從來定價の二割なりしを三割となし由て以て四十餘萬圓を增收するのみ所得稅に至ては最も面白からずして多額所得者の稅率を增すこそ當然なる可きに却て現行法の五等以下更に二階級を增設する等の窮策を取りたれども其增高に於ては頗る輕少にして見るに足らざりしなり畢竟地價修正費を供給せんが爲めの小策なれば目的相應の計畫なれども軍事費に至ては即ち然るを得ず千萬圓以上の稅源を求めざる可らざる上にして却て徵稅の手數に煩殺せらるる樣のものなれば所得稅の如きは如何に增せばとて高の知れたるものにして我輩は之を眼中に置かず唯夫の酒稅に至ては現今僅に一石に付き四圓を課するのみにして其低廉なるは世界各國に類例を見ず之を倍して八圓となすも決して過當に非ざる次第は前日の紙上に詳記したる通りなれば政府に於ても今度は地價修正のときの如くならずして斷じて筆法を改め酒稅の一途に於て立案するの覺悟なかる可らず又烟草稅は今日三百萬圓以下の少額なれども是れも各國の事例に照すときは實に格外の低稅にして更に二倍となし三倍となすも決して不釣合に非ず殊に近來は卷烟草の流行甚だしく子供までも之を喫するなど固より無益有害の沙汰なれば聊か禁止の意味を以て課稅を重くするも不都合はなかる可し要するに軍事費の始末は固より國民の負擔にして之が爲めに增稅するも國中一言の不平ある可らず唯その國家の經濟に影響する所大なるが故に此際政府は一切の小策を用ひず事を簡にして稅源の大なるものを求め一擧して目的に達せんこと我輩の敢て勸告する所なり即ち其稅源は清酒の外になかる可し或は備ふ足らずとならば之に次ぐに烟草を以てするも可なり所得稅その他細々の課稅を以て大に民を煩はして僅に國庫に利するが如きは智者の事に非ざるなり

官報

○省令

○遞信省令第九號

日本帝國及瑞西國間交換小包郵便規則左ノ通リ相定メ明治二十八年一月一日ヨリ施行ス

明治二十七年十二月二十四日　遞信大臣　伯爵黒田清隆

日本帝國及瑞西國間交換小包郵便規則

第一條　瑞西小包郵便物ハ遞信省告示ヲ以テ特ニ指定シタル郵便電信局及郵便局ニ限リ之ヲ取扱フモノトス

第二條　小包郵便料ハ郵便切手ヲ以テ之ヲ前納スヘシ
但差出人ヘ還付若クハ受取人ヘ再遞ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第三條　日瑞小包郵便物交換約定第十條及同約定實施細目規則第四條ニ記載スルモノ、外左ニ記載スル物品ハ小包郵便物トシテ遞送スルヲ許サス

一　流動物、流動體ニ變シ易キ物、腐化スヘキ物、動物、植物、鋒刃器、硝子器等他ノ郵便物ヲ傷害スヘキ物品
但流動物及溶解シ易キ脂肪物ハ二重ノ器物ヲ用ヒ浸入性ノ物質ヲ以テ兩器ノ間隙ヲ塡充シテ包裝シ其ノ他ノ物品ハ他ノ郵便物ヲ傷害セサル樣適宜ニ包裝シ受付局ノ承認ヲ經ルトキハ此ノ限ニアラス

二　風俗ヲ害スヘキ文書、圖畫、寫眞及物品

三　以上列記スルモノ、外特ニ告示スル物品

第四條　小包郵便物ハ表面ニ「外國小包」ト朱書シ瑞西小包取扱局ニ差出シ其ノ受取證ヲ受クヘシ且其ノ差出人ハ引受局ヨリ送狀及稅關告知書用紙ヲ受取リ之ニ其ノ指定ノ事項ヲ記載シ記名調印ノ上小包ト共ニ差出スヘシ

第五條　同一ノ差出人ヨリ發シ同一ノ受取人ニ宛タル小包郵便物ハ其ノ數三箇以内ハ單ニ一葉ノ送狀及一葉ノ稅關告知書ニ之ヲ記載スルヲ得

第六條　郵便局ニ於テ小包郵便物中遞送禁止ノ物品封入アリト思料シタルトキ又ハ封入物品稅關告知書ニ記載ノ物品ト相違アリト推察シタルトキハ之カ開示ヲ命スルコトアルヘシ其ノ命ニ應セサルモノハ遞送ヲ拒絶スヘシ又包裝方不完分ト認定シタルトキハ之カ改裝ヲ命スルコトアルヘシ其ノ命ニ應セサルモノ亦前段ニ同シ

第七條　到着小包郵便物ハ送狀及其ノ到達證請求ノモノニハ到達證ヲ添ヘ之ヲ配達ス受取人ハ該書類ニ記名調印シテ受取ルヘシ
本人ノ家族及雇人本人ニ代テ小包ヲ受取ルトキハ何某代人ト記載シテ記名調印スヘシ
肩書ノ家ニ於テ本人ニ代テ小包ヲ受取ルトキハ其ノ家主何某代人ト記載シテ記名調印スヘシ
官衙、公署、社、寺、學校、病院、會社、協會、船舶等ニ於テ小包ヲ受取ルトキハ相當ノ資格ヲ有スルモノ記名調印スヘシ
第二項、第三項及第四項ノ場合ハ之ヲ正當受取人ニ交付シタルモノトス

第八條　輸入稅ヲ徵收スヘキ小包郵便物ハ受取人ノ居宅ニ配達セス小包到着通知書ヲ配達シ之ト共ニ送狀、輸入免狀、又其到達證請求ノモノニ對シテハ到達證ヲ送付スヘシ受取人該通知書ヲ受領セシトキハ三十日以内ニ右書類ニ記名調印シ輸入稅金ト共ニ郵便局ニ持參シテ小包ヲ受取ルヘシ

第九條　小包郵便物ニシテ輸入稅ヲ課スヘキモノナルトキ若クハ郵便料未納ノモノナルトキハ受取人其ノ稅金料金ヲ納付スルニアラサレハ之ヲ受取ルコトヲ得ス

第十條　配達及還付シ能ハサル小包郵便物ハ郵便條例第十一章ニ準シテ之ヲ處分スヘシ

第十一條　小包郵便物ノ損傷アルモノヲ配達交付スルトキハ郵便局ニ於テ損害認定書ヲ作リ之ニ添付スヘシ
但認定書記載ノ事實ハ追テ審査ノ上變更スルコトアルヘシ

第十二條　小包郵便物損害若クハ紛失ノ場合ニ於テ賠償ヲ求ムルモノハ其小包ヲ引受ケ若クハ配達シタル郵便局ヘ書面ヲ以テ申出ツヘシ

第十三條　小包郵便物損害賠償ノ許否及其ノ賠償金額ハ遞信省ニ於テ之ヲ定ム其ノ瑞西郵政廳ト相關係スル場合ニ於テハ遞信省ニ於テ瑞西郵政廳ト合議ノ上之ヲ定ムヘシ

遞信省令第九號參照

日本遞信省及瑞西國郵政廳間ニ締結セル小包郵便物交換約定ハ本月十九日同約定實施細目規則ハ同二十日ノ官報ニ載ス

○遞信省令第十號

明治二十三年遞信省令第十九號日本加那太間ニ交換スル小包郵便規則中左ノ通リ改正追加シ明治二十八年一月一日ヨリ施行ス

明治二十七年十二月二十四日　遞信大臣　伯爵黒田清隆

第一條左ノ通リ改正ス
加那太小包郵便物ハ遞信省告示ヲ以テ特ニ指定シタル郵便電信局及郵便局ニ限リ之ヲ取扱フモノトス

第五條ニ左ノ但書ヲ追加ス
但小包ニハ「外國小包」ト朱書スヘシ

第八條左ノ通リ改正ス
到着小包郵便物ハ配達證ヲ添ヘ之ヲ配達ス受取人ハ配達證ニ記名調印シテ受取ルヘシ
本人ノ家族及雇人本人ニ代テ小包ヲ受取ルトキハ何某代人ト記載シテ記名調印スヘシ
肩書ノ家ニ於テ本人ニ代テ小包ヲ受取ルトキハ其ノ家主何某代人ト記載シテ記名調印スヘシ
官衙、公署、社、寺、學校、病院、會社、協會、船舶等ニ於テ小包ヲ受取ルトキハ相當ノ資格ヲ有スルモノ記名調印スヘシ
第二項第三項及第四項ノ場合ハ之ヲ正當受取人ニ交付シタルモノトス

第八條ノ次ニ左ノ一條ヲ追加シ第九條ト爲ス
輸入稅ヲ徵收スヘキ小包郵便物ハ受取人…知書ヲ配達シ之ト共ニ配達證及輸入…ヲ受領セシトキハ通知書發送ノ日ヨリ…シ輸入稅金ト共ニ郵便局ニ持參シテ…

原第九條ヲ第十條トシ左ノ通リ改正ス
小包郵便物ニシテ輸入稅ヲ課スヘキ…モノナルトキハ受取人其稅金料金ヲ…コトヲ得ス

新第十條ノ次ニ左ノ一條ヲ追加シ第十…
配達及還付シ能ハサル小包郵便物ハ郵…ヘシ

遞信省令第十號參照

遞信省令第十九號日本加那太間ニ…三年九月十一日)抄錄

第一條　加那太ヘ宛テ差出スヘキ小…ヲ爲スヘシ(局名略ス)

第五條　小包郵便物差出者ハ引受郵…取リ之レニ其指定ノ要件ヲ記載シ…

第八條　小包郵便物到着シタルトキ…役所所在地ノ郵便電信局又ハ郵便…人ハ其局ニ就テ之ヲ受取ルヘシ

第九條　到着小包郵便物ニシテ輸入…人其稅金ヲ納付スルニアラサレハ…

○告示

○遞信省告示第二百五十號

明治二十八年一月一日ヨリ左ノ郵便電信局…交換ノ小包郵便物ヲ取扱ハシム

明治二十七年十二月二十四日

國名	局名
武藏	東京郵便電信局
下總	千葉郵便電信局
攝津	大坂郵便電信局
大和	奈良郵便電信局
近江	大津郵便電信局
駿河	靜岡郵便電信局
備前	岡山郵便電信局
肥前	長崎郵便電信局
石狩	札幌郵便電信局
越後	新潟郵便電信局
美濃	岐阜郵便電信局
肥後	熊本郵便電信局
豐後	大分郵便電信局
陸前	仙臺郵便電信局
羽前	山形郵便電信局
長門	赤間關郵便電信局
周防	山口郵便電信局
上野	前橋郵便電信局
信濃	長野郵便電信局
陸中	盛岡郵便電信局
加賀	金澤郵便電信局
越中	富山郵便電信局
阿波	德島郵便電信局
伊豫	松山郵便電信局
薩摩	鹿兒島郵便電信局
琉球	那覇郵便電信局

自設の水雷

居るに居られず出るに出られず